

岐阜県公報

第二千六百二十四号
平成二十七年二月二十日

(金曜日)

目次

告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 九七^ペ
 道路の供用開始 (同) 九九

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 九九
 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 一〇〇
 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 一〇〇
 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 一〇〇
 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 一〇一
 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 一〇一
 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 一〇一
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 一〇一
 公共測量の終了 (用地課) 一〇二
 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一〇三

告 示

岐阜県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字鳥屋ヶ鼻一四番二〇地 先から 同 郡 同 町 同 字 地 一 一 六 番 一 七 地 先まで	前	四・五 八・九	一六・〇	
			後	四・五 七・二	二八・〇	

岐阜県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
八幡原線		同		加茂郡八百津町潮見字鳥屋ヶ鼻一四番三八地先から		別後	変更	ル	員	延	長	備考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	備考	
		六〇	四〇	六〇	四〇	一四六〇	一五六〇					備考	

岐阜県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
中野方線		同		加茂郡八百津町福地字小洞一〇四番八地先から		別後	変更	ル	員	延	長	備考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	備考	
		五二	四九	五二	四九	八七五	八七四					備考	

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
中野方線		同		加茂郡八百津町福地字鳥洞七三七番二地先から		別後	変更	ル	員	延	長	備考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	備考	
		八八	四三	八八	四三	二六〇〇	二六〇〇					備考	

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
中野方線		同		加茂郡八百津町福地字小洞一〇四番八地先から		別後	変更	ル	員	延	長	備考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	備考	
		五二	四九	五二	四九	八七五	八七四					備考	

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	御 惠 嵩 那 線	可児郡御嵩町美佐野字奥洞山三〇八番一地区地内
	後	前
	二七・〇 二四・〇	二七・〇 二五・〇
	二〇・八	二〇・八

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字本郷一四三番一地区から 同 郡 同 町 同 字 同 一 一三七番一地区まで	四六・〇	平成 二七・二・二〇	平成 二七・一・二二

岐阜県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	御 惠 嵩 那 線	可児郡御嵩町美佐野字奥洞山三二〇八番一地区地内	二〇・八	平成 二七・二・二〇	平成 二七・二・二〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人といたす
- 三 代表者の氏名 西鶴園 弥生
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字和泉四五番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者が地域で地域生活できる社会の実現を図るため、障害を持った人たちの自立支援に関する事業に対して、障害を持った人たちの自立支援に関する事業

や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人イベント倶楽部
- 三 代表者の氏名 森 優美子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡七宗町上麻生二四四二番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、主に可茂地域の住民を対象として住民相互の交流につながるまちづくりに関する事業を行い、各種団体との新たなパートナーシップを形成していくことなどにより、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
----------------	--------	---------	---------	-----------------------

特定非営利活動法人安穩塾

野の風デイサービスセンタ

高山市丹生川町新張三二五
五七一

通所介護

平成
二七・一・五

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社 びすや	株式会社 びすや	可児市下恵土五三〇三二	福祉用具 貸与	平成 二七・一・三
株式会社 びすや	株式会社 びすや	可児市下恵土五三〇三二	特定福祉 用具販売	平成 二七・一・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社 工 皆生	切石の	大垣市安井町二丁目一〇	居宅介護	平成

コ・エンター プライズ	介護支援セン ター	—	支援	二七・一・
----------------	--------------	---	----	-------

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 株式会社横浜 フアニチャー サービス	事業所の名称 ケアプランか け橋	事業所の所在地 多治見市坂上町一〇二九 一グリーンビュール坂上 〇三	サービス の種類	廃 年月日 止
株式会社アバ ンセラيفサ ポート	アバンセ介護 センターたじ み居宅介護支 援事業所	多治見市前畑町二二七	居宅介護 支援	平成 二七・一・ 三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 年月日 定
----------------	--------	---------	-------------	---------------

特定非営利活 動法人安穩塾	野の園インサ ビスセンター	高山市丹生川町新張三二五 五七一	介護予防 通所介護	平成 二七・一・ 五
------------------	------------------	---------------------	--------------	------------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名 株式会社 びすや	事業所の名称 株式会社 びすや	事業所の所在地 可児市下恵土五三〇三二	サービス の種類	廃 年月日 止
株式会社 びすや	株式会社 びすや	可児市下恵土五三〇三二	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二七・一・ 三
株式会社 びすや	株式会社 びすや	可児市下恵土五三〇三二	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二七・一・ 三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月 日	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
-----------	------------	------------	----------------	------	----------

平成二十七年一月二十三日	貴動建設株式会社	代表取締役 津屋 正一	本巢市石神字村之内四三二番地の一	般二十四 一〇〇三二	管工事業
平成二十七年一月二十日	シバタ建築	柴田民雄	岐阜市御望二丁目二四番	般二十四 一〇一九一	建築及び大工事業
平成二十七年一月十九日	株式会社アーキ・クラフト	代表取締役 桐山 貞善	大垣市本今四丁目一七番地	般二十二 二〇〇五八	建築工事業
平成二十七年一月十九日	モリタ興業	森田圭司	山県市高富一四四八番地	般二十五 一〇二〇七	とび・土工工事業
平成二十七年一月十六日	プラスビィ	福田正人	岐阜市芥見清水五 四	般二十四 一〇二五二	塗装工事業
平成二十七年一月十四日	河村電機商会	河村信男	岐阜市栄新町二丁目六二	般二十三 六二二一	電気工事業
平成二十七年一月七日	中部電設有限会社	代表取締役 戸田 清	岐阜市水海道二丁目八番一	般二十六 一〇一四〇	電気工事業
平成二十七年一月七日	有限会社富士建材	代表取締役 古田 明生	羽島郡岐南町伏屋三丁目二一三番地の二	般二十一 一四九三五	建築工事業
平成二十七年一月五日	米長サツシ硝子有限会社	代表取締役 長井 哲治	大垣市赤坂新田一 五五	般二十二 一三六一五	ガラス工事業
平成二十七年一月五日	鍵谷建築	鍵谷正美	可児郡御嵩町伏見一〇二九一	般二十三 七九六七	建築及び大工事業
平成二十六年十二月十八日	株式会社材半建設	代表取締役 後藤 啓太	海津市平田町今尾三〇八六	般二十四 一六五四二	造園工事業

平成二十七年一月二十七日	株式会社杉浦建設	代表取締役 杉浦 秀世	恵那市明智町九四七 八五	般二十一 七〇〇四三	とび・土工工事業
平成二十七年一月二十七日	株式会社パストール	代表取締役 小川 弘	高山市松之木町一〇二〇一番地	般二十一 八五〇一一	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十七年一月二十八日	大澤建築	大澤正男	可児市西帷子一〇六四	般二十二 一五〇〇八	建築及び大工事業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間
平成二十六年八月十九日から
同 二十七年一月二十二日まで
- 四 作業地域
大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により富加町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
富加町
- 二 作業種類
公共測量（数値図化、数値地形図修正及び都市計画基本図作成）
- 三 作業期間

平成二十六年七月三日から
同 二十七年一月三十日まで
四 作業地域
加茂郡富加町

開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第一 〇号の三 平成二六・七・二四	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 安八郡安八町南今ヶ淵字中筋五二三番 一及び五一四番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 安八郡安八町南今ヶ淵五〇六番地の三 株式会社大安八イム 代表取締役 渡 部 久 安
---	---	-------------------	-------------------------------------	---

平成二十七年二月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社